

平成 26 年 7 月 31 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 26 年 7 月 3 日（木）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等(案)および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対する意見

項番	該当府令・附則・告示・監督指針	該当条文	意見・確認事項	理由等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令	第33条、第123条9項3号および10項3号	「連結財務諸表に関する会計基準」第6項に定める「子会社」に該当しないものの、金融機関が単独でCPの償還等の信用・流動性補完を行うSPCや、金融機関が単独で概ね90%以上の貸出を行うSPGについては、金融商品取引業者等(当該銀行)の子会社等と考え、規制対象外との認識でよいか。	金融機関がスポンサーとなり、資産流動化取引のために運営を行っているいわゆるマルチセラー型のSPCを対象に想定している。日本の会計基準においては非連結であっても、購入債権の実質的なリスクは当該金融機関が負担し、当該SPCは倒産しない仕組みとなっている。SPCの資産購入の取引相手は事業法人等、金融商品取引業者等以外の者であり、金額も分散されるため、一律に証拠金を担保に供する必要性がないと考えられるため。
2	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5	会社法704条・710条では社債管理会社の、同管理先への善管注意義務、および利益相反について規定されている。社債管理会社となっている金融機関の一部では、CSAに基づく担保授受が、社債管理会社として知り得た情報を利用しての担保利益相反規定に該当する可能性があるとして社債管理先とのCSA締結を行わないところもある。本件証拠金規制は、CSA締結を前提としており上記会社法との整理が必要。基本的にCSA契約は相場変動に伴い、お互いが予め定めた内容に従い担保を授受する双務契約であることを考えれば、本証拠金規制義務対応に伴うCSA契約締結は、上記会社法704条・710条にも抵触していないと考えられるが、その認識でよいか。	本規制対応に伴うCSA契約締結が左記会社法に抵触するとすると、本証拠金規制を契機として、一部の社債管理会社を勤める金融機関では、同社債管理先企業とのCSA契約が締結できず、結果として非清算集中デリバティブ取引が実行できなくなる可能性があるため。
3	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5	金商法第156条62号に基づき、一定の金利デリバティブ取引はすみやかに清算集中する必要がある。ただし、店頭デリバティブ取引に係る業務処理には様々な態様があり得ることから清算集中の时限に関する特段の規定は設けられていないと理解している。金融商品取引清算機関等の業務の流れに従って速やかに債務負担をさせる当該デリバティブ取引(状態としては清算集中前の非清算集中取引)については、本規制の対象外という認識でよいか。	明確化のため。
4	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5 イおよびロ	日次でのマージンコール実施が義務化されているが、①「原則的に毎日」とするか、あるいは②監督指針に併せて「取引規模やリスク特性を勘案し、十分な頻度で」と変更していただきたい。①、②とも困難な場合は、少なくとも移行期間を設定していただきたい。	リスク管理上は日次でのオペレーションが望ましいことを理解しているが、実施のためには大幅な事務負担増加およびシステム投資が必要になる。このため、頻度を日次のみ限定することは、特に中小・地域金融機関にとって経済合理性を欠くと考える。 また、 ① 実態としてCSA契約の先進地域である欧米比、本邦ではCSA契約の活用・普及が遅れており、CSAの推進を担うドキュメンテーション担当者やオペレーション担当者、システムインフラも不十分。 ② 新たに大量のCSA契約の締結が義務付けられた上で、同時に日次オペレーションが義務化されれば、事務負担は急激に拡大。体制整備が追いつかず、フェイル等の発生原因にもなりうる。 ③ BCBS/IOSCOの最終報告書の要件は日次等十分な頻度とされており、あくまで日次は例示に過ぎず、十分な頻度であれば日次でなくとも構わないと解釈するのが自然。 ④ 仮に自行には十分な事務体制があり日次オペレーションが可能であっても、取引相手に十分なオペレーション体制がなければ、現実的に週次等の対応を認めざるを得ない。しかしながら、自行が規制違反を問われるリスクがあるため、相手方からリクエストされても却下せざるを得ない。実態として、国内の地方銀行の多くが、府令適用先になると思われるが、多くの地銀からは日次は対応不可と述べているため、契約締結交渉時に混乱が発生することが想定される。 ⑤ 上記を鑑みると、まずはCSAの普及・拡大を図るのが現実的であり、普及・拡大と頻度向上を同時に義務化するのとは非現実的と思われる。
5	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5 イおよびロ	毎日時価を計算することが求められているが、当日基準ではなく、前営業日基準でも可能であることを確認したい。その上で、「直ちに、当該相手方に対して当該残額が証拠金の預託等を求めること」の「直ちに」はあくまであくまで前営業日基準の時価を計算した後、直ち求めることでも問題ないことを確認したい。	当日中に、当日の時価計算及び支払要求を行うことは実務上不可能であり、左記のオペレーションが実務慣行に則している。

6	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5 ロおよびハ	時価を算出した基準日から証拠金の預託等を行う日までの間に、時価算出対象となった店頭デリバティブ取引の全部または一部に期日が到来するものがあり、当該取引を除いた時価合計額に基づけば証拠金の預託等が不要である場合、証拠金の預託等を行わないことを可能としてもらいたい。	証拠金授受までのタイムラグにより、信用リスクをカバーすることを目的とした証拠金の授受が、逆に信用リスク(証拠金が返還されないリスク)を拡大させてしまうおそれがあるため。
7	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5 ロ、第21号の6 ロ	① 変動証拠金について預託を要しない金額を7千万円以下の範囲で、当事者間で定めることができ、また②当初証拠金については、連結グループ合計で最大70億円を控除してよいとなっているが、証拠金の預託等を要しない額を「7千万円『相当額』以下」としていただきたい。併せて、規定あるいは合意した額が為替変動により円建て金額を上回ることになった場合も、規定あるいは合意時点で枠内であれば、直ちに規制違反とは取り扱われず、具体的には、年次等定期的に見直しを実施し、相手先の合意が得られれば変更を実施する対応で問題ないことを確認したい。	クロスボーダー取引の担保契約の場合、これらの条件は円以外の通貨(米ドルやユーロ)が主に想定される)で規定、管理される場合が多いと思われる。当事者間で7千万円相当以下、70億円相当以下の額を定めていても、いったん円以外の通貨で規定した後に為替相場が当該通貨に対して円安に振れたことにより、外貨額がそれを上回ることとなった場合に、速やかにそれを変えるためには相手方の協力が必要であるためタイムリーに変更することは困難。現実的には、年次等定期的に見直しを実施し、相手先の合意が得られれば変更を実施することしか対応困難と思われるため、確認をお願いするもの。
8	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5 ハ	米国の金融機関など、時差の大きい取引先との決済について、T+1での決済は極めて困難。例えば、日本国債の決済期間は2012年4月にT+3からT+2に短縮されているが、T+1での決済は困難。「遅滞なく」は必ずしもT+1ではなく、上記例のような場合は場合はT+2やT+3決済でもやむを得ないことを確認したい。(当初証拠金も同様)	
9	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の5 ニ、 10項2号	債券の取得とデリバティブ取引を組合せて行うリパッケージビークルとして信託勘定を使用する場合、信託勘定が行うデリバティブ取引については一律本規制の適用対象外になることを再考していただきたい。	SPV等のようにリパッケージビークルとして信託勘定を用いる場合、主な信託財産は、デリバティブ取引のCFを捻出する為の債券(担保資産)のみであり、実務上IM及びVMを支払う資産を信託財産が保有していることはない。また、受託者の固有財産からそれを補てんすることもできないことから、規制対象とした場合、SPVのようにリパッケージビークルとして信託を活用することはできなくなり、信託の利便性を失うことにつながる。
10	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6	取引先が当初証拠金の「義務対象者」かどうか分からないと、特に規制導入時には混乱が予想される。定期的に Web 等で公表するなどの手立てを検討いただきたい。	
11	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6	当初証拠金の義務対象者としての要件を満たす金業者については、自らが義務対象者であることを告示する必要があるか。	
12	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 イ	「非清算店頭デリバティブ取引を行ったとき、非清算店頭デリバティブ取引が終了したときその他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があったときに、あるいは、当事者間であらかじめ合意した頻度(日次、または、週次及びアドホック)で、」と下線を追加していただきたい。	取引の相手方との取引が恒常的に活発に行われている主要なインターバンク市場参加者間の場合、事実上、日次で当初証拠金を算出することになる。そうでない場合については、少なくとも週次及びアドホック、とするのが、実務上の観点からは望ましい。
13	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 イ(2)	内部モデルによる当初証拠金計算方法については、BCBS/IOSCO最終報告書ならびに欧州規制案で提示されている、取引種別ごとの資産クラス分類は取引毎に資産クラス分類が一定となるようなルールが必要である。	
14	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 イ(2)	「内部モデルの届出に関し、金融庁長官が定める基準を満たすものとして予め金融庁長官に届け出た方法」とあるが、金融庁長官が定める基準はどういった内容で、いつ頃提示される予定か。	モデルの設計及びシステム開発には相当の期間が必要となるため、基準が定められるのであれば、可能な限り早く把握したいため。
15	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 ロ	本条文中の「70億円以下の控除額」については、いわゆる「グループ会社」間で予め70億円(threshold)を分配し、その後は、グループ会社毎に分配された金額(threshold)を超える部分について、各グループ毎に担保額を計算し、授受を行うという理解でよいことを確認したい。	「グループ合算で当初証拠金額が70億を超えるか否か」は証拠金授受条件に関係ないことを明確にしたい(グループ合算で当初証拠金額が70億を超えるか否かの管理は困難なため)。
16	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 ニ	「信託の設定その他の方法により」管理することとあるが、信託は第三者の信託銀行だけではなく、規制対象金融機関の信託勘定や、グループ内信託銀行における設定でも許容されるのか。	

17	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 二	受領した当初証拠金が、適切に分別管理されていることを、差出人に開示するルールとしていただきたい。	自身の差入担保が確実に分別管理されていることを確認するため。
18	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 二	「信託の設定その他の方法」の「その他の方法」を、具体的に明示いただきたい。仮にカストディアンのみを想定されている場合は、ベストエフォートベースとするなど、緩和をご検討いただきたい。	変動証拠金に比べ厳しい条件のため。また、再(転)担保禁止などの代替条件で十分と見做すため。
19	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 へ	・信託勘定での取引は対象外としていただきたい。 ・対象外とすることが困難な場合は、例えば、期間1年以下のものは除外といった例外規定の設定を検討していただきたい。	本邦信託勘定は、ファンドの財産規模に応じてリスクを限定して取引を行うことが前提となっており、取引の大半がヘッジ目的でなされた短期の為替フォワード、為替スワップであり、取引期間が短いことが多い。また、個々の勘定ごとの取引量は限定的な場合が多く、本邦マーケットに悪影響を及ぼすようなシステミックリスクを有していない。 また、信託勘定が本規制の適用主体になった場合には、証拠金授受の発生により、受益者への予定されている収益支払の実現が困難になる等の問題が生じ、ファンドの信用格付の低下や元本・配当の支払に支障を招き、スキーム運営上、大きな悪影響をもたらす懸念もある。
20	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 へ	金銭債権を主な信託財産とする信託勘定において、資産もしくは負債のヘッジ目的のために、特定のカウンターパーティーとデリバティブ取引を行う場合、当該取引は対象外との認識でよいか。	信託勘定は、受託者の倒産から隔離されており、信託勘定ごとの残高による影響度合いにより判断されるべきである。また、当該信託の委託者が事業法人等、金融商品取引業者等以外の者であれば、実質的な取引相手は金融商品取引業者以外の者であると解釈することが妥当と考えられる。
21	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条1項21号の6 ホ	第21号の5ハの規定により預託等を受けた証拠金、すなわち、変動証拠金、については、預託等を受けた証拠金を担保に供し又は貸し付ける、ことが許容される旨を明確にしていきたい。	記載がないので、左記のような理解だが、府令上明確にしていきたい。
22	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条8項	「当該資産に係る通貨」と「非清算店頭デリバティブ取引の通貨」が同じであることの要件を明確化していただきたい。例えば、米ドル/円の通貨スワップ取引で円現金担保の場合、両通貨が同じと見做してもよいか。また同様の内容が各国規制に導入される場合、定義を共通化していただきたい。	
23	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条第8項	金融庁長官の承認を受けた場合は、当該承認に関わる計算方法が使用可能となっているが、IMの内部モデルと同様、届出で使用可能としていただきたい。	IMの内部モデルが届け出で認められることを鑑み、モデル開発期間の短縮、官民の申請負担の軽減の観点からも、許容していただきたい。
24	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項1号	「外国において店頭デリバティブを業として行っている者」の定義の明確化が必要。また、「外国において店頭デリバティブを業として行っている者」の想定元本額残高計算に含めるべき対象取引を明確化が必要。	「店頭デリバティブ取引」の定義は各国で異なり、都度取引相手の想定元本額を確認するのは難しい。また、取引相手に協力を仰ぐためには明確な基準が必要と考えられる。
25	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条第9項1号	一括清算ネットティングおよび担保ネットティングの法的有効性が未確認の国、地域は義務化の対象外であることを明確化していただきたい。(当初証拠金についても同様)	法的有効性が未確認な地域に本店が所在する相手方とCSA契約を締結した場合、相手方のデフォルト発生時に担保とエクスポージャーが相殺できず、不測の損失が発生するリスクがある。このため、当該リスクをテイクしてでも、CSAを締結したいか否かは、各社の個別判断に委ねるのが合理的であり、少なくとも有効性が担保されない状況下、当局が一律義務化するのは不適切と思われる。また、BCBS/CPSSIによる外為決済に係る監督指針*P15のGuideline 3: Replacement cost risk 2にネットティングが法的に有効な場合に関して、有担化の推進を求める記載あり、BISにおいても、法的有効性が確保されていることを推進の前提と考えていることは明らかである。 一方、信用リスク削減の観点からCSAの活用地域を拡大していくことには異論はないが、そのためには、各国におけるネットティングの法制化等、CSAを推進するためのインフラ整備を当局間で連携して進めていくことが先決であり、インフラ整備が整備されるまでは、法的有効性が未確認の国、地域における義務化は留保すべきである。
26	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項1号、10項1号	「外国において店頭デリバティブ取引を業として行っている者」も対象としているが、少なくとも当面の間は、規制対象は相手国においても証拠金規制が導入されている地域に限定していただきたい。 例えば、「外国とはG20諸国の内外を問わない。ただし、当面の間は、相手国所在地において証拠金規制が制定されていない場合は、対象から除外することも可とする」点を(Q&A等)明らかにしていただきたい。	規制導入の背景、趣旨を鑑みれば、G20諸国に限らず、CSA契約を推進していくべきと考えているが、現状を鑑みれば2015年12月時点でG20諸国の全てが証拠金規制を導入するとは考えがたい。 現実的に規制未導入の諸国に所在する金融機関にCSAの締結を依頼しても相手が締結に協力してくれる可能性は低く、締結できない場合に、当該先との新規取引が不可となると実務的に混乱が生じるのは明らかである。 一方、規制未導入国に対しては推進不要といった誤解を生じさせるのも回避すべきであり、原則的にはG20諸国に限らず、要締結としつつも、Q&A等で例外に関する考え方を明示すればワークするものと思われる。

27	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項1号、10項1号	「外国において店頭デリバティブ取引を業として行っている者であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して基準時における店頭デリバティブ取引にかかる想定元本の合計額が3千億円以上であると見込まれる者」に関し、当局間で連携し、例えば証拠金規制が導入されている国だけでも、対象先を開示するといった対応が取れないか。	「取引の状況その他の事情から合理的に判断して」で対処すると、正確に判断できない可能性があること、取引相手先も3千億円が金商業に基づく基準であることを認識していなければ円滑にCSAの推進を行うことが困難であることに鑑み、国内同様に出出、開示する仕組みが必要と思われる。
28	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項1号、10項1号	SPCが保有する資産もしくは負債のヘッジ目的のために、特定のカウンターパーティーとデリバティブ取引を行う場合、当該SPCは金融商品取引業者等以外の者との認識でよいか。	当該SPCのデリバティブ取引は対公衆性がなく業として行っているとは考えられないため。また、SPCが余剰に金銭を保有することは想定されておらず、証拠金を追加で拠出することは困難と考えられる。当初のSPCの設計において証拠金を追加で拠出する可能性を考慮すると、コスト負担が大きくなり、取引成立の阻害要因となる可能性がある。
29	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項1号、10項1号	下記に係わるファイナンス手法でSPC等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引については証拠金規制より除外願いたい。 ・当該取引の概要(ストラクチャーの概要) 事業会社等(不動産業者、商社等)が、不動産物件を新たに開発・取得、ないしは保有する物件を流動化することを目的としてSPCを組成するもの。 SPCの資産は不動産ないしは信託受益権(＝不動産を信託銀行に信託したもの)、負債(調達)はローン・特定社債となる。 銀行等金融機関は、SPCへの当該ローンの出し手、特定社債の引受にて顧客の資金調達ニーズに対応。	不動産流動化目的のSPCは、事業会社等が不動産を保有することを目的としてSPCを組成するものであり、当該SPCが行うデリバティブ取引は、ローン調達コスト変動リスクをヘッジする為に限定されており、業としてデリバティブのものではない。また、案件スキーム上、金利スワップ等のデリバティブ取引でヘッジを行うことは不可欠であるが、当該SPCの資産サイドからCSAの担保となりうる資産をエクスポージャーの変動にあわせて拠出することは困難。仮に義務化がなされるとSPCは、デリバティブ取引相手となる金融機関に拠出する担保を新たに金融機関から資金調達せざるを得なくなり、当該スキームにおけるリスク削減にはつながらない。
30	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項1号、10項1号	航空機・船舶等に係わるファイナンス手法(含むリース取引)に用いられるSPC等に係わり、こうしたSPC等を相手方とする非清算店頭デリバティブについては右記理由により証拠金規制より除外願いたい。	航空機・船舶等に係わるファイナンス(含むリース取引)案件について、航空機・船舶等の保有者としてSPC等を設立し、SPC等が借入人として航空機・船舶等の購入資金を金融機関から融資を受けるストラクチャード・ファイナンス手法が一般的。こうしたファイナンス手法のもと、借入人たるSPC等をカウンター・パーティーとしたデリバティブ取引が金利ヘッジ目的もしくはキャッシュフローヘッジ目的に組み込まれる場合があるが、こうしたデリバティブはストラクチャード・ファイナンス手法の一環のものにて証拠金の授受に馴染まない。また、当該SPC等はデリバティブ自体を生業としていない点やその取引目的が明確。このため、当該SPC等は金融システムにおいて重要な対象主体とは認められず、システムリスクは極めて限定的。
31	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項3号	いわゆるグループ内取引は、内閣府令上は証拠金授受義務の対象外であるが、クロスボーダーのグループ会社間取引についての取り扱いについて各国当局間で調整いただき、グループ会社間取引はグローバルに規制対象外であることを明確化いただきたい。	米国にある子会社が、米国の規制に基づいて本邦の親会社と証拠金を授受するようなルールにならないよう、各国当局で調整していただきたい。
32	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項4号 口	一種業のFX業者(外為証拠金取引業者)の一部は、NDFや通貨オプション取引等を行っているが、当該規制に対して準備ができていないと予想される。(個人投資家等向けのサービスを停止せざるを得ない、といったケースが出てくる懸念あり)	
33	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項4号 口	いわゆるグループ内取引は、第123条9項4号口における想定元本の合計金額に含めないという理解でよいか。	本条の想定元本の合計金額には「『清算集中等取引情報』または「取引情報」の対象となっているものに限り合算することとなっている。グループ内取引に係る「取引情報」については、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第6条第2項の規定により、金業者等が保存・報告しなければならぬ「取引情報」から除外されている一方で、「清算集中等取引情報」からグループ内取引が除外されているか不明確。仮に除外されていないとなれば「取引情報」と整合性が取れない。
34	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条9項4号 口、10項4号 口	本規制の対象として、「清算集中等取引情報又は取引情報の対象となる店頭デリバティブ取引の基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月(基準時が12月の場合は前年の4月からその年の3月)までの想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上の場合」と記載されている。 したがって、本規制施行時2015年12月1日から2016年11月30日においては、2014年4月から2015年3月までの清算集中等取引情報又は取引情報の対象となる店頭デリバティブ取引を基準に、規制対象の要否を確認することとなる。 一方で、登録金融機関である保険会社については、2015年4月以降に取引報告規制が開始する予定であるため、保険会社と約定する取引については、2015年12月1日から2016年11月30日までは規制の対象とならず、2016年12月1日から義務対象となるという理解でよいか。	明確化のため。

35	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条10項	「想定元本の合計額(当該者に親会社等、子会社等または親会社等子会社があるときは、それらのものに係る金額を合計した額)」は、「合計しない額」とすべきではないか。	BCBS/IOSCOの最終報告書では、連結ベースの取引量を算定することになっており、また、連結ベースでの取引量の大きい先は、デフォルト発生時のシステミックリスクが大きいことから優先的に規制対処対象としていることを鑑みれば、グループ間取引はあえて計算対象に含める必要性は低いと思われる。
36	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条10項1号	本条文内の「一兆一千億」を超過するか否かの計算に当たっては、「親会社等、子会社または親会社等の子会社」に金商業者ではない企業の取引が含まれる理解でよいか。	
37	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条10項1号	本条文内の「一兆一千億」を超過するか否かの計算に当たっては、「先物外国為替取引に係る想定元本」に、取引日から2営業日以内に期日が到来する為替スワップ取引の直物為替部分は含まれるか。	
38	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条10項1号	本条文内の「一兆一千億」を超過するか否かの計算に当たっては、企業内における取引を想定元本残高計算に含める必要があるか。(銀行であれば、バンキング部署とトレーディング部署間での取引など)	
39	金融商品取引業等に関する内閣府令	第123条10項1号	本条文内の「一兆一千億」を超過するか否かの計算に当たっては、残高算出対象範囲に本規制対象外の「先物外国為替取引」が入っているが、本規制の対象範囲と整合的でないと思われるため特段理由がなければ除外すべきである。	為替スワップ・フォワードについては本規制の対象外である事及び、今後、外為決済リスクの監督上の指針内で為替スワップ・フォワードについてのガイダンス等が定められる見込みの中、ダブルスタンダードとなるおそれがあるため、除外もしくは整合性の取れる基準としていただきたい。
40	金融商品取引業等に関する内閣府令 附則	第2条2項	府令第123条第9項1号及び2号、すなわち変動証拠金にかかる3千億円閾値についても、対象となる市場参加者の準備状況を注視いただき、当初証拠金と同様に経過措置の柔軟な発動をお願いしたい。	以下の点に鑑み、変動証拠金に関しても当初証拠金同様の移行期間が必要。 ① 最終報告書作成段階では、変動証拠金は、当初証拠金と異なり、既存の延長線上の対応で可能と考えられたことから経過措置が不要と取り決められたが、既にCSA契約を締結している先に関しても、+8%ヘアカット等、規制に対応した契約を改めて締結する必要が出てきており、当初想定していたよりも負荷が大きくなっている。 ② 当初証拠金を新規に導入する先と異なり、変動証拠金に関しては、膨大な件数の新規契約を締結する必要あり。 ③ 業界団体における欧州規制案のバブコメ議論においても、変動証拠金の段階適用を求める声が高まっている。 ④ 米国からは現時点で規制案(Further Proposal)が発表すらされていない状況にある、現実的に準備時間がない。
41	金融商品取引業等に関する内閣府令 附則	第2条2項	義務対象者の目安となる「420兆円超」や「315兆円超」といった金額が相場状況によって変更になる場合、数年程度のスパン(見直し期間)がないと、すぐに準備ができない金商業者が出てくる懸念される。	
42	金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第七項及び第八項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産等を定める件(金融庁告示)	第1条3号	担保集中の回避義務に関する記載はない。一方、欧州規制案では、同一発行体からの債券担保については、50%以下とする旨が記述されたが、ISDAの集計によれば、本邦の主たる市場参加者のほぼ100%がJGBを適格担保としており、その金額も額面ベースで現金担保とほぼ同額。国債担保の利用が制限される内容の場合、予期せぬシステミックリスクや流動性の枯渇が発生する可能性もある。欧州案と同様の内容が導入されれば、特に本邦のマーケット参加者への影響が甚大であり、流動性の高い(先進国の)国債などは制限の対象から除外して頂くなど、慎重に考慮願いたい。	本邦の主たる市場参加者のほぼ100%がJGBを適格担保として差入及び受入担保として利用しているため、万一、国債担保の利用が制限された場合、予期せぬシステミックリスクや流動性の枯渇が発生する可能性もあり。 また、取引相手と担保物に明解な相関関係がある場合には、相対での契約においてヘアカット料率を高め設定する等、二社間での交渉において決定できる内容であるため。
43	金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第七項及び第八項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産等を定める件(金融庁告示)	第1条3号、4号	「当該債券に係る債務が履行されない確率が…」とあるが、当該確率は、内部格付ではなく、外部格付に基づくものであることを明確化していただきたい。	異なる金融機関において、特定の同一発行体に対する格付やPDへの認識が一致するとは限らないため、同一の担保債券に対して掛目の認識が一致しない懸念があり、適格担保の範囲を巡ってディスビューが発生する懸念あり。このため、少なくとも乖離の可能性が多い内部格付の使用は不可であることを明確化していただきたい。
44	金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第七項及び第八項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産等を定める件(金融庁告示)	第2条1項	第1条第3号に掲げる債券の第二欄で示されている債券に係る債務が履行されない確率とあるが、ここで言う確率とは具体的に何を参照するのか。	明確化のため。

45	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第七項及び第八項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産等を定める件(金融庁告示)</p> <p>< 金商法等府令(案)第123条8項関係 ></p>	第2条2項	<p>「店頭デリバティブ取引の履行通貨と担保資産の通貨が異なる場合には、追加的に+8%のヘアカット率を適用するとされているが、+8%部分に関しては、当面の間、適用を凍結していただきたい。</p> <p>+8%のヘアカットを当初証拠金に適用する際、どのように適用されるのか、具体的に示していただきたい。</p>	<p>以下の点に鑑み、少なくとも当面の間は+8%の適用は凍結するのが現実的。</p> <p>① デリバティブ取引から発生する信用リスクを極小化すべく、新たにPEをカバーするIMが追加されることになったが、IMを受け取ることで、担保通貨と取引通貨の相違から発生する為替リスクはほぼカバーされている。このため、更に担保物のヘアカットを8%保守的に見積もることは、一種の二重課税。</p> <p>② 保守的に見積もることで担保コストのみならず、信用リスクを増加させ、市場流動性を悪化させるため、金融機関の健全性を悪化させる可能性あり、規制導入の趣旨に即さない。</p> <p>③ +8%を回避するため、欧米の一部の金融機関では取引通貨ごとに担保授受のオペレーションを実施することを想定しているが、オペレーション余力の少ない本邦金融機関が対応することは困難。</p> <p>④ +8%のヘアカットを当初証拠金に適用する際、どのように適用すればよいか不明確。</p>
46	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	IV-2-4取引先リスク管理体制(3)具体的な取扱い③非清算店頭デリバティブ取引	<p>「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、「当該措置を講ずることが同府令において求められていない第一種金融商品取引業を行うものを含め」とあるが、対象としている主体は第一種金融商品取引業を行うものに限定されるという理解でよいか、ご教授いただきたい。</p>	本監督指針は、第一種金融商品取引業者以外に、第二種金融商品取引業者、登録金融機関が対象となるが、今次改定箇所は、第一種金融商品取引業者に係る指針を修正するものであり、第二種金融商品取引業者、登録金融機関が対象外となることを確認させていただきたい。
47	<p>主要行等向けの総合的な監督指針</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</p> <p>保険会社向けの総合的な監督指針</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-1-2主な着眼点(12)</p> <p>Ⅱ-2-4-2主な着眼点(9)</p> <p>Ⅱ-2-4-2主な着眼点(14)</p> <p>IV-2-4取引先リスク管理体制(3)具体的な取扱い③非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>Ⅲ-3-12-2主な着眼点(4)その他個別の資産運用⑥非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>11-8-2非清算店頭デリバティブ取引に係る留意事項</p>	<p>「金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引」に対する変動証拠金の適切な管理に係る体制整備が求められているが、「金融機関等」の具体的な対象者についてご教授いただきたい。</p>	明確化のため。
48	<p>主要行等向けの総合的な監督指針</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</p> <p>保険会社向けの総合的な監督指針</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-1-2主な着眼点(12)</p> <p>Ⅱ-2-4-2主な着眼点(9)</p> <p>Ⅱ-2-4-2主な着眼点(14)</p> <p>IV-2-4取引先リスク管理体制(3)具体的な取扱い③非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>Ⅲ-3-12-2主な着眼点(4)その他個別の資産運用⑥非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>11-8-2非清算店頭デリバティブ取引に係る留意事項</p>	<p>監督指針による規制施行時期については、規制対象者である「金融機関等」の規模に応じ、段階的な施行をお願いしたい。具体的には、店頭デリバティブ残高3,000億円未満の先に対しては、当初施行日2015年12月1日より最低でも1年経過後施行日とする等、準備期間を十分に確保いただきたい。</p> <p>仮に施行日が2015年12月1日になったとしても、監督指針の改正事項の適用は、2015年12月1日以降の取引に限定されるよう経過措置を設けていただきたい。</p> <p>また、円滑な規制導入を実現するためには、相応の準備期間が必要。金商法令に基づく規制も含め、各国規制が正式に確定した時点から2年間程度の準備期間を設定することを検討いただきたい。</p>	<p>・監督指針により規制対象となる「金融機関等」においては、金商法令と違い、店頭デリバティブ取引残高(3,000億円)によらず一律対応を行っていくことが求められているように見受けられる。一方で、「金融機関等」のなかには、信用金庫・信用組合等、店頭デリバティブ取引の取引量が少ない先も多く含まれることが想定され、すべての規制対象先を対象に、一律2015年12月1日を施行日とするのは、ISDA/CSA契約締結等、市場参加者の体制整備に高い負荷がかかる一方で、実際のシステミックリスク削減への効果は限定的である。</p> <p>また、清算集中規制においては、市場参加者の円滑なクリアリング移行が可能となるよう、店頭デリバティブ取引残高3,000億円以上の先に対して、施行日を2015年12月1日とした。仮に、証拠金規制について、取引残高による段階的な施行を行わない場合には、清算集中規制対象外の先がクリアリング移行を加速し、CCPマーケットに混乱が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、清算集中規制との平仄の観点からも、取引残高3,000億円以上の先に限定し、施行日を2015年12月1日とし、取引残高3,000億円未満の先に対しては、十分な準備期間を確保し、当初規制施行(2015年12月1日)の1年後とする等、段階的な施行を行うことが望ましい。</p> <p>・取引相手方との変動証拠金に係る適切な契約書(ISDA/CSA)の締結には、当事者間の折衝に多大な時間を要する可能性があり、十分な頻度での変動証拠金の授受には、証拠金対応への高度化を見据えたシステム開発および人員整備等に時間を要する事も考えられ、2015年12月義務化の証拠金規制開始時までに対応が間に合わない事態も想定される。</p> <p>・内閣府令案では附則で経過措置が講じられており、対象が2015年12月1日以降に行われる取引に限られている。監督指針でも同様の措置を講じることが制度設計上、必要と考えられる。</p>
49	<p>主要行等向けの総合的な監督指針</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</p> <p>保険会社向けの総合的な監督指針</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-1-2主な着眼点(12)②</p> <p>Ⅱ-2-4-2主な着眼点(9)②</p> <p>Ⅱ-2-4-2主な着眼点(14)②</p> <p>IV-2-4取引先リスク管理体制(3)具体的な取扱い③非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>Ⅲ-3-12-2主な着眼点(4)その他個別の資産運用⑥非清算店頭デリバティブ取引</p> <p>11-8-2非清算店頭デリバティブ取引に係る留意事項②</p>	<p>監督指針上、「取引規模やリスク特性を勘案し十分な頻度での変動証拠金の授受」を求める旨記載があるが、具体的な「取引規模」、「リスク特性」の水準を明確化いただきたい。</p> <p>例えば、金商法令上、店頭デリバティブ取引残高3,000億円未満の金融機関との取引は規制対象とならないが、当該取引残高3,000億円未満の金融機関は、取引規模が少なく又リスク特性が均一的であり、「少なくとも週次以上の頻度で授受を行う」等、規定の明確化をお願いしたい。</p>	<p>監督指針上、変動証拠金の授受の頻度について、金融機関側に残量が残る形となっているが、各金融機関で取引規模やリスク特性の水準は異なり、統一的な指針がないと、市場に混乱が生じることが見込まれる。店頭デリバティブ取引残高3,000億円未満の金融機関については、マージン規制(金商法令)のみならず、清算集中規制においても規制適用の対象外となっており、取引規模が少なく又リスク特性が均一的であるものと判断できるものと思われる。</p>

50	主要行等向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 系統金融機関向けの総合的な監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 信託会社等に関する総合的な監督指針	III-2-3-2-1-2主な着眼点(12)② II-2-4-2主な着眼点(9)② II-2-4-2主な着眼点(14)② IV-2-4取引先リスク管理体制(3)具体的な取り扱い③非清算店頭デリバティブ取引ロ III-3-12-2主な着眼点(4)その他個別の資産運用⑥非清算店頭デリバティブ取引イ 11-8-2非清算店頭デリバティブ取引に係る留意事項②	「②取引規模やリスク特性を勘案し、十分な頻度での変動証拠金の授受、を記載」に関し、現実的に以下のようなケースは許容されうることを確認致したい。 例1.信用力が比較的高い取引先に対して、想定元本1億円の取引を1件のみ実施する場合。 例2.既にCSA契約を締結しているが、90%等、取引の大部分はCSAでカバーされているが、システム上の制約等により、一部の拠点あるいはプロダクトのみCSAでカバーできない。	規制対象商品は100%カバーされるのが理想であるが、現実的にはシステム上の制約等に部分的にカバー出来ないケースも存在する。仮に100%必須となった場合、これらの限定的な部分をカバーするために、追加コストを払って対処する必要が生じるが、それにより削減されるリスクは限定的であり、採算が合わないケースが多いと思われる。このため、100%カバーを必須条件としないようご配慮を賜りたい。
51	主要行等向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 系統金融機関向けの総合的な監督指針 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針 信託会社等に関する総合的な監督指針	III-2-3-2-1-2主な着眼点(12)② II-2-4-2主な着眼点(9)② II-2-4-2主な着眼点(14)② IV-2-4取引先リスク管理体制(3)具体的な取り扱い③非清算店頭デリバティブ取引ロ III-3-12-2主な着眼点(4)その他個別の資産運用⑥非清算店頭デリバティブ取引イ 11-8-2非清算店頭デリバティブ取引に係る留意事項②	「取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な変動証拠金の授受およびアドホックコールに対応した変動証拠金の授受」に関し、週次であれば、必ずしもアドホックコールは必要ないという理解でよい。	① 週次であれば十分な頻度であると考えられる。 ② アドホックコールは実務上の運用ハードルが高いため、体制整備が十分でない金融機関からは適用を拒否されることが多い。 ③ 特定の地域、国においてはアドホックコール実施の習慣がない。
52	全体		規制上、円貨額で設定されているThreshold・MTAは実務慣行上ドル建てで設定する事が主流。為替レートの水準が変わる度に契約変更を行うのは困難であるため、為替換算レートの運営については各行に委ねていただきたい。	
53	全体		規制開始以降の取引が対象取引という理解だが、規制開始前取引も変動証拠金・当初証拠金の計算対象に加えて、受入証拠金や差入証拠金を計算・授受する運営は可能か。 同様に、現状金商法上の対象外となる為替取引について変動証拠金・当初証拠金の計算対象に加えて、受入証拠金や差入証拠金を計算・授受する運営は可能か。	与信管理上、規制対象・対象外に関わらずを一体管理した方が適切との観点から、グローバル金融機関中心に取引相手から求められる可能性がある。 また、一体管理した際にネットインク効果から証拠金の授受がほとんど発生しない可能性もあるが、それが問題ない事を確認したい。
54	その他		外為決済に係る監督指針に対する対応は、別途実施するとのことであるが、当面の監督目線、モニタリングの開始時期等は柔軟に対応していただきたい。	以下の点に鑑み、柔軟な対応が不可欠と思われる。 ① 市中金融機関に取って喫緊の課題は非清算集中店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に対応することであり、リソースが限定的な中、同時並行的に外為決済に係る監督指針への対応を実施することは現実的に困難。 ② 現物決済を伴う為替フォワードおよび為替スワップ取引は、取引期間が、デリバティブ取引と比べて遥かに短く、発生するリスクが限定的であり、有担保化を義務化する必要性が低い。 ③ デリバティブ取引を行う取引先と比べ、現物決済を伴う為替フォワードおよび為替スワップのみ取り扱う取引先は、広く分散しており、システム開発やオペレーションの態勢が十分でない金融機関も多い。